

熱海市水道・温泉施設保守管理等業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熱海市が委託する熱海市水道・温泉施設保守管理等業務（以下「保守管理等業務」という。）を実施するにあたり、水道施設及び温泉施設並びに各機器類を適切に運転管理・維持管理することにより施設の機能を十分に発揮し、安全・安定的な供給を図るため、専門的かつ豊富な実績と経験、信頼性を有する事業者から、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、保守管理等業務に対する理解度、業務提案内容の的確性等を考慮し、最も適する受託者を特定するために必要な事項を定めるものとする。

なお本プロポーザルでは、業務を行う上での組織体制及び人員配置計画並びに配置予定業務従事者の経験や技術力が業務内容に対して十分満足していること、設備の故障時における緊急対応（応急復旧）、市との綿密な調整及び迅速な対応についての提案、また漏水（漏湯）時の対応について、受託者側がどこまで迅速に対応可能であるか、また将来に向けてどのように水道・温泉施設を一体として展開して行くかの提案、アセットマネジメントを踏まえ施設の設備及び更新記録の電子台帳の作成についての提案を求めるもの。

(業務委託範囲)

第2条 本業務委託の範囲は、水道施設保守管理及び温泉施設保守管理の2業務を範囲とし、どちらかのみ受託は認めない。

(保守管理等業務の実施区域)

第3条 熱海市の保守管理等業務の区域は、水道施設の給水区域、温泉施設の給湯区域とする。ただし、移管等により熱海市の給水区域、給湯区域となった区域を含むものとする。

(保守管理等業務の概要)

第4条 保守管理等業務の概要は、別紙「性能仕様書」及び「要求水準書」のとおりとする。

(委託期間)

第5条 委託期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし新規に受託した場合、契約日から令和6年3月31日までに保守管理等業務の引継を実施すること。その際の経費は受託者の負担とする。

(委託料の上限額)

第6条 保守管理等業務に係る5年間の委託料の上限額は、下記のとおりとする。
1,050,050,000円(消費税及び地方消費税を除く)
各予定価格を超えた場合は失格とする。

(参加募集方法)

第7条 プロポーザルへの参加申込事業者の公募は、公告及び熱海市ホームページ掲載により行う。

(参加資格要件)

第8条 プロポーザルに参加する者は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 法人登録されていること。
- (2) 熱海市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成6年熱海市告示第35号)に基づく競争入札参加資格の物品役務の認定を受けている者であること。
- (3) 水源として河川の表流水(凝集沈澱～急速ろ過)を利用する、施設能力7,500m³/日以上国内の浄水場(水道事業又は水道用水供給事業に係るもの)において、運転管理業務を元請として事故無く1年を超えて受託した実績を有する者であること。
- (4) (3)の業務において5年以上の実務経験を有するものを総括責任者として配置することができること。
- (5) 過去1年以上第4条の業務概要の内、業務を受託した実績を有し、かつ当該業務委託に対応できる従事者を配置できること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の各号の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。
- (8) 令和5年3月31日までに納期限の到来した、国税及び地方税について、滞納をしていない者であること。

(参加説明会)

第9条 説明会に参加する事業者等については、上記参加資格要件を満たしているものとし、公告に記載のある「問い合わせ先」のメールアドレス宛に申し込むこと。実施期間は6月5日(月)～6月29日(木)16時までとする。なお、参加人数は1社あたり5名までとする。

(参加申込及び参加の辞退)

第10条 プロポーザルに参加を申込み事業者(以下「参加事業者」という。)は、業務委託「公募型プロポーザル参加申込書」(様式第1号)、(以下「申込書」という。)に次の書類を添付し、熱海市に提出しなければならない。

- (1) 商業登記簿謄本
- (2) 水道施設保守管理業務に係る業務実績調書(契約書の写し等含む)
- (3) 配置予定業務総括責任者の経歴書
- (4) 納税証明書(法人税、法人都道府県民税、法人市町村民税)
- (5) 会社概要(所在地、業務内容、資本金、社員数等わかるもの)
- (6) その他熱海市が必要と認める書類

2 申込書の提出場所は、熱海市水道温泉課経営企画室へ持参又は郵送(いずれの方法も提出期限内必着)とし、持参による提出の場合は(熱海市の休日を定める条例(平成5年熱海市条例第1号)第1条に規定する熱海市の休日を含まない。)午前9時から午後5時までとする。また上記以外の提出方法は不可とする。

3 参加事業者は、「公募型プロポーザル参加辞退届」(様式第2号)の提出により、いつでも当該プロポーザルの参加を辞退することができる。

(選定委員会の設置)

第11条 熱海市は、業務委託を実施するにあたり、参加事業者を公平かつ公正に評価するため、業務委託選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(参加資格の審査及び通知)

第12条 参加資格の審査については、申込書及び添付書類を選定委員会で審査し、参加資格を有すると認められた場合は、「公募型プロポーザル参加要請書」(様式第3号)(以下「要請書」という。)により、プロポーザルの参加を依頼するものとする。なお、参加資格を有すると認められない場合には、「参加資格不適合通知書」(様式第4号)によりその旨を通知する。

(業務提案書の提出)

第13条 要請書により依頼を受けた参加事業者(以下「受託予定者」という。)は、性能仕様書に基づき、次に定める事項について、保守管理等業務提案書(以下「提案書」という。)を作成し、熱海市に提出するものとする。提出期限、提案書作成に伴う質問及び資料は、要請書を受領した受託予定者に改めて通知することとする。

(1) 会社概要

(イ) 直近3カ年分の決算書類（貸借対照表、損益計算書等、事業報告）

(ロ) 資格等の取得状況（ISOシリーズ等）

(2) 業務実施体制及び業務執行計画

(3) 業務提案内容は別紙「採点シート」による。

2 提案書の作成に係る費用については、受託予定者の負担とする。

(プレゼンテーションの実施)

第14条 選定委員会は、提案書を審査し、プレゼンテーションを依頼する受託予定者に「プレゼンテーション実施要請書」（様式第5号）により実施日時及び実施場所を通知するものとする。また、この通知を受けた受託予定者は、速やかに「プレゼンテーション出席報告書」（様式第6号）により、参加人数及びプレゼンテーションに使用する機材等を熱海市に報告するものとする。

2 プレゼンテーションの時間は水道施設等保守管理、温泉施設等保守管理それぞれ45分以内とし、ヒアリング15分を合わせて1時間以内とする。

(実施日程)

第15条 プロポーザルによる受託予定者の選定については、次の日程により実施するものとする。

| 内 容 | | 実 施 日 |
|-----|-------------------------|-------------------|
| 1 | 参加募集の公告 | 令和5年6月1日（木） |
| 2 | 参加申込書等の提出期限 | 令和5年6月30日（金） |
| 3 | 参加説明会 | 6月5日（月）～6月29日（木） |
| 4 | 参加資格の審査 | 令和5年7月4日（火） |
| 5 | 参加資格審査結果の通知 | 令和5年7月14日（金） |
| 6 | 業務提案書作成に係る質問の受付期間 | 7月18日（火）～7月28日（金） |
| 7 | 業務提案書及び提案見積額の提出期限 | 令和5年9月15日（金） |
| 8 | プレゼンテーション及びヒアリングの要請通知 | 令和5年9月27日（水） |
| 9 | 業務提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング | 令和5年10月11日（水） |
| 10 | 選定委員会による審査及び受託特定者の選定 | 令和5年10月11日（水） |
| 11 | 選定結果の通知 | 令和5年10月18日（水） |
| 12 | 契約締結 | 令和5年10月下旬 |
| 13 | 保守管理等業務引継実施期間 | 契約締結から令和6年3月31日 |
| 14 | 保守管理等業務開始 | 令和6年4月1日（月） |

※ 未記入の実施日については、決まり次第通知いたします。

(プレゼンテーション及びヒアリングの審査)

第16条 選定委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングの結果、保守管理等業務に対しての意欲や提案内容の的確性について、総合的に内容を審査し、別紙「熱海市水道・温泉施設保守管理等業務委託公募型プロポーザル採点シート」に基づき、最も評価が高い受託予定者から特定するものとする。最高得点が同点の場合は、選定委員会で協議のうえ決定する。ただし、受託予定者の得点が選定委員会の定める基準点に満たないときは、上位2事業者（応募事業者が1事業者のみの場合は、当該事業者）に期日を定めて再度提案を求め審査することとする。

(審査結果の報告)

第17条 選定委員会は、審査した結果を市長に報告しなければならない。

(受託者の特定)

第18条 市長は、前条の報告を受け、保守管理等業務の受託者を特定するとともに、「公募型プロポーザル受託者特定通知書」（様式第7号）により、特定した旨を通知するものとする。

(非特定結果の通知)

第19条 市長は、保守管理等業務の受託者に特定しなかった者（以下「非特定事業者」という。）に対し、「公募型プロポーザル非特定通知書」（様式第8号）により特定しなかった旨を通知するものとする。

- 2 非特定事業者は、市長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。また、当該要求は通知をした日の翌日から起算して7日（熱海市の休日を定める条例（平成5年熱海市条例第1号）第1条に規定する熱海市の休日を含まない。）以内に書面をもって行わなければならない。

(保守管理等業務の契約)

第20条 市長は、受託者に特定した者（以下「受託特定者」という。）と契約条件について、提案書の内容に基づき協議し、仕様書等の補正を行い、契約を締結するものとする。

- 2 市長は、協議の結果、受託特定者が円滑に保守管理等業務を履行できないと認めるときは、契約を締結しない。
- 3 受託特定者は、円滑に徴収等業務を行うことができるように自らの責任において引き継ぎ及び準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

(プロポーザルの瑕疵)

第21条 プロポーザルに参加した受託予定者の提出書類及び内容に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について選定委員会で協議し、対応について決定する。

- 2 選定委員会は、受託予定者に対して前項の瑕疵についてのヒアリングを行い、その瑕疵が重大または悪質なため、プロポーザルの公平性及び公正性を著しく損なう恐れがあると認めるときは、当該プロポーザルに係る既決事項を取り消すことができる。

(資格及び決定の取消し)

第22条 市長は、受託予定者及び受託特定者が次の各号に該当したときは、プロポーザルへの参加資格又は受託特定者の決定を取消すことができる。

- (1) 提案書の内容に関して、不正が認められるとき。
- (2) 定められた期日までに、関係書類を提出しなかったとき。
- (3) 業務委託契約前に熱海市から指名停止となったとき。
- (4) 他のプロポーザル参加事業者と不正な接触等を行ったとき。
- (5) その他市長が認める決定を取消す行為を行ったとき。

(次順位との交渉)

第23条 市長は、受託特定者に業務委託の契約を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位となった者と当該保守管理等業務について交渉を行う。

(関係法令の遵守)

第24条 受託予定者は、本実施要領及び関係法令等を遵守することを誓約するものとし、これに違反したときは、第19条の規定に基づき取扱うこととする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、公告の日から施行する。

(要領の廃止)

- 2 この要領は、受託特定者が、当該業務委託の契約を締結した日をもって廃止する。